

# 農地賃借料情報

令和5年1月～12月



## 1 畑（普通畑）の部

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,200 円	13,000 円	3,000 円	208
幕別地区（高台）	7,400 円	12,500 円	5,000 円	229
忠類地区	3,200 円	5,100 円	2,500 円	156

## 2 畑（牧草畑）の部

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100 円	7,700 円	4,000 円	—
幕別地区（高台）	4,600 円	6,800 円	3,000 円	—
忠類地区	2,900 円	3,700 円	2,000 円	—

農地法の規定により、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地区の賃借料情報を提供しています。

令和5年1月から12月までに、旧農業経営基盤強化促進法に基づき利用権が設定された賃借料及び農地法3条許可により、設定された賃貸借の賃借料水準（10aあたり）は、上記のとおりです。

なお、平均額の2倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会では指導を行うことになっておりますので、ご注意ください。

### ○幕別地区低台

新川の一部、明野の一部、  
軍岡の一部、相川、猿別の一部、  
千住の一部、依田の一部、  
途別の一部、幕別・札幌市街地

### ○幕別地区高台

上記地区と忠類地区を除いた地区

※ 2 畑(牧草畑)の部「幕別地区低台」、「幕別地区高台」、「忠類地区」は、令和5年中の賃貸借の実例がないため、低台は平成23年、高台は令和3年、忠類地区は令和4年の賃借料を記載しています。

